

常務理事	事務長	課長	業務係長	主任	係	標準報酬月額・区分
						千円
						ア・イ・ウ・エ・Ⅱ・Ⅰ

健康保険限度額適用認定申請書

※年度区分の関係で認定証の有効期限は毎年8月31日となります。9月1日以降も必要な場合は、改めて申請が必要となります。

被 保 険 者 欄	1	被保険者証の記号・番号	記号		番号		
	2	事業所名					
	3	被保険者の氏名		(フリガナ)			
	4	被保険者の生年月日		昭和・平成	年	月	日
	5	被保険者の住所		〒 — TEL ()			
	6	認定証を「5」以外の住所に送付希望の場合の送付先	住所	〒 — TEL ()			
		宛名					

「7」の該当する□にチェック(✓)をつけて、以下必要な項目を記入してください。

認 定 証 交 付 対 象 者 欄	7	対象者は被保険者ですか、被扶養者ですか。	<input type="checkbox"/> 被保険者 → 下記「13」欄のみを記入してください。 <input type="checkbox"/> 被扶養者 → 下記「8」～「13」欄を記入してください。				
	8	対象者の氏名	(フリガナ)	9	被保険者との続柄		
	10	対象者の生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	
	11	性別	男・女				
	12	対象者の住所 (「5」と同じ場合は記入不要)	〒 — TEL ()				
13	療養予定期間 (8月31日を超える場合は、9月1日からの分を改めて申請してください。)	令和	年	月	～ 令和	年	月

被保険者証の記号・番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、下記備考欄へ記載(12ケタ)してください。
(マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認・本人確認をするための添付書類が必要となります。)

備考欄	
-----	--

受付年月日

上記のとおり、健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

令和 年 月 日

社会保険労務士の提出代行者名記載欄
⑨

近畿化粧品健康保険組合

◎裏面の留意事項をお読みください。

留 意 事 項

《対象となる療養の範囲》

所得区分についてあらかじめ保険者（近畿化粧品健康保険組合）の認定を受けた被保険者又は被扶養者が同一月に同一保険医療機関より受けた療養

- ・同一医療機関での1人・1ヶ月の療養が対象となります。
- ・同一月に同一の医療機関で外来と入院を受診（医療機関では合算の取扱いは行われません）した場合や、処方箋発行の医療機関と調剤薬局の分は別々の取扱いとなりますので、それぞれの自己負担限度額を窓口で負担し、後日、健保組合へ差額の高額療養費の申請をしてください。
- ・同一月、同一の医療機関、同一世帯で複数人受診した場合で、合算してはじめて高額療養費の対象となる場合は、後日健保組合に合算高額療養費の申請をしてください。

《高額療養費の自己負担限度額》

年齢	限度額適用区分	被保険者の所得区分 (標準報酬月額)	1ヵ月の負担限度額（世帯単位）		多数回該当 の自己負担 限度額
70歳 未満	ア	83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
	イ	53万～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
	ウ	28万～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
	エ	26万円以下	57,600円		44,400円
70歳 以上	※ 現役並みⅢ <small>申請 不要</small>	83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
	現役並みⅡ	53万～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
	現役並みⅠ	28万～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
	※ 一 般 <small>申請 不要</small>	26万円以下	外来（個人単位）18,000円	57,600円	44,400円

※70歳以上の限度額適用認定について、以下の場合は「現役並みⅢ」もしくは「一般」に該当する為、被保険者証と高齢受給者証のみで所得区分に応じた限度額が適用されますので、限度額適用認定証の申請・発行は不要です。

現役並みⅢ	・被保険者が70歳以上及び標準報酬月額83万円以上で、適用対象者が70歳以上の場合
一 般	・被保険者が70歳以上及び標準報酬月額26万円以下で、適用対象者が70歳以上の場合 ・被保険者が70歳未満で、適用対象者が70歳以上の場合

《限度額の適用を受けるための要件》

「健康保険限度額適用認定証」を健康保険被保険者証と共に保険医療機関の窓口へ提出する必要があります。提出されなかった場合は健康保険組合に高額療養費の申請を行ってください。

《健康保険限度額適用認定証の交付申請》

申請は限度額の適用を受ける対象者ごとに、健康保険限度額適用認定申請書を提出してください。

《限度額適用認定（所得区分）》

適用対象者の所得区分は、申請があった時点の被保険者の標準報酬月額で認定することになります。

《健康保険限度額適用認定証の有効期限》

発効日（申請月の初日）の属する月から直近の8月末日とします。

《認定証の有効期限に達した場合》

当該認定証の有効期限に達し、その後引き続き認定証が必要な場合は再度限度額適用認定の申請を行ってください。

《多数回該当による高額療養費及び世帯合算による高額療養費》

年4回以上高額療養費に該当した場合の軽減措置の適用につきましては、医療機関で多数該当にあたることを確認できる場合に限り、多数該当の限度額により高額療養費の現物給付化が行われます。

したがいまして、転院等により適用が受けられなくなった場合、又、世帯合算による高額療養費等は被保険者からの請求に基づき保険医療機関に支払われた通常の自己負担限度額から、軽減措置等を受けた場合の自己負担限度額との差額分が、健康保険組合より支払われることとなります。